

鹿沼市子ども医療費助成に関する条例の一部改正に  
ついて

次のように改める。

令和4年11月22日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市子ども医療費助成に関する条例（昭和47年鹿沼市条例第13号）の一部  
を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例によ  
る。